

不燃化特区補助制度の延伸が決定しました！

中野区では、「燃えない・燃え広がらない」まちの形成を目指し、老朽建築物の建替えなどを行う方へ補助金の交付を行ってまいりました。

この補助制度は、令和3年（2021年）3月31日までとしておりましたが、区では、より一層のまちの安全を図るため、5年間の補助制度の延伸を決定しました。

補助制度の一部を改正します！

① 耐火建築物及び準耐火建築物に加え、新たに延焼防止建築物及び準延焼防止建築物も対象となりました

- ※ 1 延焼防止建築物とは、建築基準法施行令第136条の2第一号ロに規定する建築物をいいます。
- ※ 2 準延焼防止建築物とは、建築基準法施行令第136条の2第二号ロに規定する建築物をいいます。

② 老朽建築物の除却費と新しい建築物の建築設計・工事管理費用を分けて補助が受けられます

③ 過去5年以内に不燃化特区を利用し、老朽建築物を除却された方が建築をされる場合、建築設計・工事管理費用の補助が受けられます

※ 除却した建築物の所有者等であることなどの要件がございます。

不燃化特区制度とは

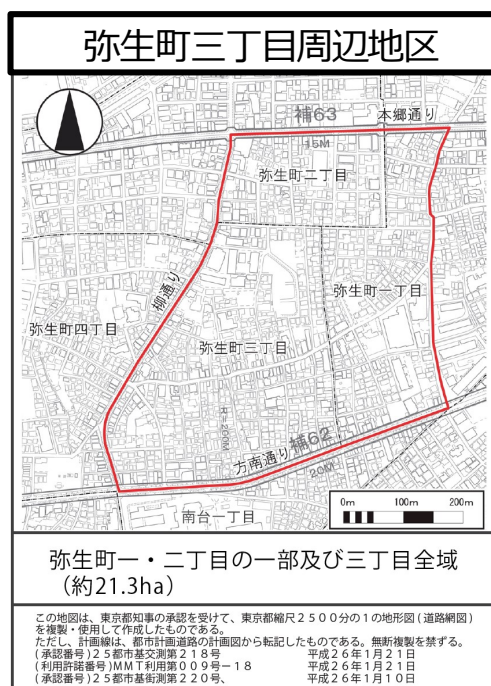
○次の費用の一部を補助します（要件あり）

- ・ 老朽建築物の建替え費用
- ・ 老朽建築物の除却費用
- ・ 老朽建築物除却後の土地の管理費用

○固定資産税・都市計画税の減免制度があります（要件あり）

- ・ 木造家屋などから耐火建築物や準耐火建築物へ建替えた住宅
⇒ 5年間、建築した住宅に係る固定資産税・都市計画税を減免
- ・ 老朽建築物を除却し適正に管理している土地
⇒ 最長5年間、小規模住宅用地並に固定資産税・都市計画税を軽減

不燃化特区対象地区



《問合せ先》

大和町地区 : 03-3228-8727 (直通電話)
yamatochou@city.tokyo-nakano.lg.jp (Eメール)

弥生町三丁目周辺地区 : 03-3228-8774 (直通電話)
yayoichou@city.tokyo-nakano.lg.jp (Eメール)